

令和5年12月1日

保護者各位

武蔵村山市立第八小学校
校長 牧 一彦

武蔵村山市立第八小学校「いじめ防止対策基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、第八小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に、約10年前の平成26年5月に策定したものです。過日見直しを行いましたのでここで改めてお知らせします。

1.いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

2.いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等からなるいじめ防止等の対策のための校内組織「第八小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

3.いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み（裏面の別紙参照）

4.教育委員会や関係機関等との連携

- (1)いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告します。
- (2)いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、武蔵村山市教育相談室、武蔵村山市子ども家庭センター、東京都児童相談センター等、関係機関と連携して対応します。
- (3)いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、東大和警察署と連携して対処します。

5.保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供します。

6.懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解、反省し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

7.学校評価の実施

いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校評価と併せて、随時改善を行います。